

# 社会福祉法人かたくり会定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

**第1条** この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第2種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業  
(生活介護 一ツ木園)
- イ 障害福祉サービス事業  
(生活介護 ひびき園)
- ウ 障害福祉サービス事業  
(共同生活援助 フレンズ)
- エ 障害福祉サービス事業  
(就労継続支援 B 型 あすか園)
- オ 障害福祉サービス事業  
(就労継続支援 B 型 ひまわり園)
- カ 障害福祉サービス事業  
(就労継続支援 B 型・生活介護 美南園)
- キ 障害福祉サービス事業  
(就労継続支援 B 型・生活介護 柏市立朋生園)
- ク 指定特定相談支援事業  
(指定特定相談支援事業かたくり)

### (名 称)

**第2条** この法人は、社会福祉法人かたくり会という。

### (経営の原則)

**第3条** この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

**第4条** この法人の事務所を千葉県柏市高田1039番地の4に置く。

## 第 2 章 評議員

### (評議員の定数)

**第5条** この法人に評議員 7 名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

**第6条** この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、且つ、外部委員が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。但し、評議員会に出席した時は交通費相当分を支給する。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、その都度評議員の互選により定める。

### (決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わる事ができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の内から選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名する。

## 第 4 章 役員及び職員

### (役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (役員報酬)

第21条 理事又は監事は無報酬とする。但し、理事会及び評議員会に出席した時、或は理事長の命により、法人に関わる業務に従事した時は交通費相当分を支給する。

### (職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した理事長及び監事は、前項議事録に署名する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)現金 11,000,000円

(2)建 物 一ツ木園施設

所在地 千葉県柏市布施字一ツ木台1103番地

種 類 障害福祉サービス事業 生活介護事業 一ツ木園

構 造 木造スレート葺2階建

面 積 360.48㎡

(3)建 物 ひびき園施設

所在地 千葉県柏市十余二字南前山193番地の1

種 類 障害福祉サービス事業 生活介護事業 ひびき園

構 造 木造ステンレス鋼板葺2階建

面 積 569.44㎡

(4)建 物 あすか園施設

所在地 千葉県柏市高田1039番地の4

種 類 障害福祉サービス事業 就労継続支援 B 型事業 あすか園

構 造 木造合金メッキ鋼板葺2階建

面 積 893.88㎡

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

**第29条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、柏市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、柏市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

**第30条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

**第31条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第32条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

#### (会計年度)

**第33条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

**第34条** この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

**第35条** 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 公益を目的とする事業

#### (種別)

**第36条** この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域生活支援事業(日中一時支援事業)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

**第37条** 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第 8 章 解散

(解散)

**第38条** この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第39条** 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

**第40条** この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、柏市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を柏市長に届け出なければならない。

## 第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

**第41条** この法人の公告は、社会福祉法人かたくり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

**第42条** この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 佐野 公子  
理事 伊藤 武  
    " 恩田 三郎  
    " 田中 喜代治  
    " 池 弘子  
    " 小林 義雄  
    " 助川 和美  
    " 岡田 眞知子  
    " 古山 文子  
    " 沖田 輝臣  
監事 渡邊 直幹  
    " 山口 繁

附 則

この定款は、平成11年5月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成 13 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 10 月 26 日から施行し、平成 14 年 9 月 16 日から適用する。

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 15 年 6 月 12 日)

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 17 年 5 月 13 日)

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 17 年 6 月 16 日)

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 18 年 7 月 3 日)

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 19 年 2 月 2 日)

附 則

この定款は、知事の認可の日から施行する。

(平成 19 年 9 月 26 日)

附 則

この定款は、市長の認可の日から施行する。

(平成 20 年 7 月 29 日)

附 則

この定款は、柏市長の認可の日から施行する。

(平成 21 年 3 月 2 日)

附 則

この定款は、柏市長の認可の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 6 月 17 日)

附則

この定款は、柏市長の認可の日から施行する。

(平成 23 年 2 月 28 日)

附則

この定款は、柏市長の認可の日から施行する。

(平成 24 年 2 月 13 日)

附則

この定款は、柏市長の認可の日から施行する。ただし、地域活動支援センター事業の廃止については平成25年4月1日から適用する。

(平成25年2月8日)

附則

この定款は、柏市長の認可の日から施行する。

(平成26年6月25日)

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

# 社会福祉法人かたくり会役員等報酬規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人かたくり会定款第8条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

**第2条** 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

**第3条** 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

**第4条** 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬等)

**第5条** 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

**第6条** 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

**(出張旅費)**

**第7条** 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 出張手当を1日3,000円支給する。

**(適用除外)**

**第8条** 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

**(改正)**

**第9条** 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

**附則**

この規程は、平成22年4月1日より適用する。

**附則**

この規程は、平成29年6月1日から適用する。

**附則**

この規程は、平成29年11月12日から施行する。第7条は平成29年4月1日から適用し、他の条については平成29年10月1日から適用する。

別表 1

項目	報酬	実費弁償費
午前又は午後の半日	5,000円	1,000円
1日	8,000円	

別表 2

項目	報酬	実費弁償費
午前又は午後の半日	5,000円	1,000円
1日	10,000円	

## 社会福祉法人かたくり会 理事・監事名簿

任期の期間:平成29年6月11日から平成30年度 定時評議員会の終結のまで

No.	職名	氏名
1	理事	佐野 公子
	理事長	
2	理事	古山 文子
3	理事	小林 義雄
4	理事	池 弘子
5	理事	高木 三郎
6	理事	岩田 浩一
1	監事	井坂 勇二
2	監事	成島 利治